

令和8年度 板橋区 認証保育所等保育料負担軽減助成制度のご案内

認証保育所等を利用しているご家庭の保育料負担を軽減するため、保育料の一部を助成します。

1. 対象施設

- ・東京都認証保育所（区外施設を含む）
- ・ベビーホテル（「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設）

※認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育等は対象外です。

2. 対象者

次のすべてに該当する方

- ・月初から月末まで対象施設に在籍する児童と同一世帯で、月初日時点で板橋区に住民登録がある保護者
- ・対象月の保育料を完納している
- ・認可保育所に通うきょうだいの保育料に未納がない
- ・在籍証明を受けられる
- ・月120時間以上の月極保育契約をしている

※途中入退所の月は対象外となります。

3. 助成内容

次のうち低い額を助成します。

- ・世帯区分ごとの月額助成上限額
- ・実際に支払った月極保育料

※給食費・おやつ代は対象

※延長保育料、補食代、雑費は対象外

板橋区ホームページ

「認証保育所等保育料負担軽減助成制度について」



4. 申請方法

電子申請フォーム（Logo フォーム）から申請してください。

【令和8年度】認証保育所等保育料負担軽減助成制度_交付申請フォーム

※今年度、申請済みの場合は再申請不要です。



5. 申請期限・振込時期

区分	対象月	申請期限	振込時期
上半期	4～9月分	令和8年9月7日	12月中旬
下半期	10月～令和9年3月分	令和9年3月8日	令和9年5月中旬

6. 注意事項

- ・上半期に申請した場合、下半期は原則自動更新です。
- ・転園した場合は、再申請が必要です。
- ・0～2歳児クラス（住民税非課税世帯）および3～5歳児クラスは、施設等利用給付（幼児教育・保育無償化）との併用が可能です（別途申請必要）。
- ・助成金は申請者本人名義の口座へ振り込みます。

板橋区ホームページ

「幼児教育・保育無償化（認可外保育施設）」



7. お問い合わせ先

板橋区 子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第二係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号（南館3階23番窓口）

電話：03-3579-2494